別表

| 交付対象事業 | 交付対象施設等 | | 基準額 |
|---|---|---|---|
| | 分類 | サービス種類（いずれも市内に所在する施設・事業所に限る） | |
| 光熱費支援事業 | 入所系 | 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 | 定員１人（※1）当たり<br>12,000 円 |
| | 通所系（※3） | 児童発達支援（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス | 定員１人（※1）当たり<br>6,000 円 |
| | 訪問系（※4） | 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 | １事業所当たり<br>42,000 円 |
| | 相談系（※5） | 障害児相談支援 | |
| 食材費支援事業 | 入所系 | 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 | 定員１人（※1）当たり<br>18,000 円 |
| | 通所系 | 食事提供を行う児童発達支援センター | 定員１人（※1）当たり<br>6,000 円 |
| 燃料費支援事業 | 入所系 | 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 | 送迎に使用している車両（※2）１台当たり<br>18,000 円 |
| | 通所系（※3） | 児童発達支援（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス | |

※１　令和８年１月１日時点の定員数とする。

※２　令和８年３月１日時点の車両台数とする。

※３　多機能型事業所に関する特例を活用し、通所系の分類の中で複数の指定を受けているときは、一体的な運用をしている施設として扱うため、重複して支給を受けることはできない。ただし、同特例を活用せず、通所系の分類の中で複数の指定を受けているときは、重複して支給を受けることができる。

※４　訪問系の分類のなかで複数の指定を受けていても、重複して支給を受けることはできない。
　なお、通所系及び訪問系といったような、分類を超えて複数の指定を受けているときは、分類単位で支給を受けることができる。

※５　相談系について、計画相談支援及び障害児相談支援の指定を受けている場合は、保健福祉局が行う令和７年度京都市高齢者・障害福祉分野の物価高騰対策支援金給付の対象となり、本支援金と重複して支給を受けることはできず、対象外とする。